

工事調達における 総合評価落札方式の 運用ガイドライン

平成26年4月
中部地方整備局

目次

・ 不正が発生しにくい制度への見直し	1
・ 入札方式	2
・ 総合評価落札方式の形式	4
・ 総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方	5
・ 手順フロー：(1) 施工能力評価型Ⅱ型【同時提出型】	6
・ 手順フロー：(2) 施工能力評価型Ⅰ型【同時提出型】	7
・ 手順フロー：(3) 施工能力評価型Ⅱ型	8
・ 手順フロー：(4) 施工能力評価型Ⅰ型	9
・ 手順フロー：(5) 技術提案評価型 S 型（非段階選抜・WT0 以外）	10
・ 手順フロー：(6) 技術提案評価型 S 型（非段階選抜・WT0）	11
・ 手順フロー：(7) 技術提案評価型 S 型（段階選抜・WT0 以外）	12
・ 手順フロー：(8) 技術提案評価型 S 型（段階選抜・WT0）	13
・ 手順フロー：(9) 技術提案評価型 A 型（WT0）	14
・ 評価項目一覧	15
・ 技術者の能力、企業の能力等の評価基準	
施工能力評価型Ⅱ型（地域型）	16
施工能力評価型Ⅱ型（管内）	18
施工能力評価型Ⅱ型（塗装）	20
施工能力評価型Ⅰ型（地域型）	22
施工能力評価型Ⅰ型（管内）	24
施工能力評価型Ⅰ型（塗装）	26
技術提案評価型 S 型	28
段階選抜における評価基準（WT0 対象案件）	30
段階選抜における評価基準（WT0 以外）	31
減点（マイナス）評価項目	32
・ 技術者の能力、企業の能力等の留意事項	
1. 技術者の能力	33
2. 企業の能力	36
3. 地域精通度・貢献度	39
4. その他	41
・ 「政府調達に関する協定」附属書Ⅰ 付表 1、付表 2、付表 3	42

○不正が発生しにくい制度への見直し

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

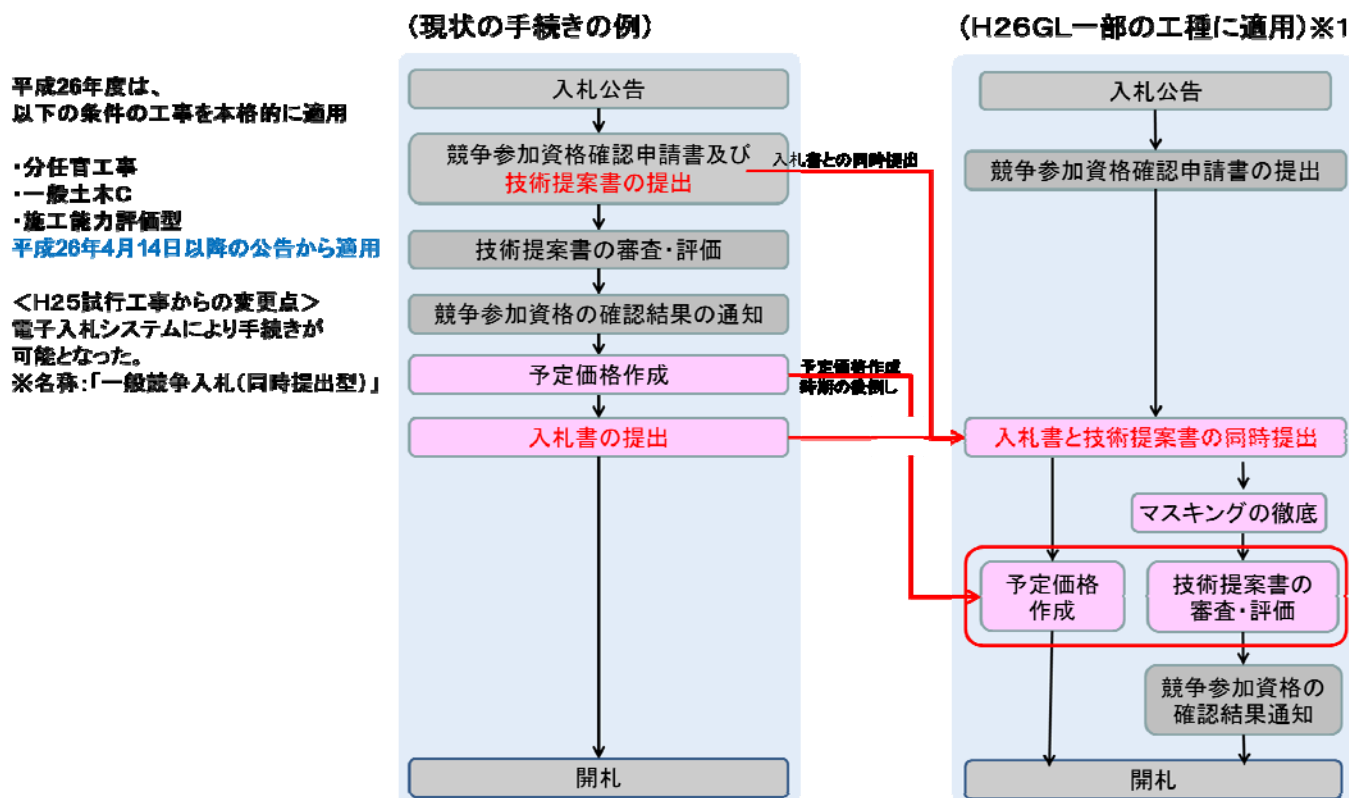
このため、国土交通省では、当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの検討を行うこととした。

これを踏まえ、中部地方整備局では平成 25 年 1 月から分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事の一部において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより「高知県内における入札談合事案を踏まえた入札・契約手続きの見直し」の試行を実施してきたところである。

平成 26 年度は、本ガイドラインを適用する分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事 C ランクの工事において入札書と技術提案書の同時提出（以下、同時提出型）を本格的に実施することとする。

高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について

- ◇高知県内の入札談合事案への対応として、平成24年10月17日付で「当面の再発防止対策」が決定された。
- ◇平成24年11月22日に開催された「第2回高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」において入札契約手続きの見直しが報告され、平成25年1月以降の事務所が発注する「一般土木C」で「施工能力評価型Ⅰ型」において各事務所で1件以上を試行してきた。



入札方式
(港湾空港部除く)

発注金額	
6.0 億円以上	一般競争入札 (W T O)
6.0 億未満 3 億円以上	一般競争入札 (拡 大)
3 億円未満 2 億円以上	
2 億円未満 6 千万円以上	
6 千万円未満 2 5 0 万円以上	一般競争入札 (拡 大) (試 行)

発注標準に基づく入札方式
一般土木・建築

アスファルト舗装

鋼橋上部

電気設備・暖冷房衛生

造園

ランクのないもの
(その他)

契約 予定 金額 億円	契約方式	ランク
6.0	一般競争 (WTO)	A～C (経営事項 評価点数) 1,200点 以上
3.0	一般競争 (拡大)	B
0.6	試行 一般競争 (拡大)	C
		D

契約 予定 金額 億円	契約方式	ランク
6.0	一般競争 (WTO)	A～C
12	一般競争 (拡大)	A
0.6	試行 一般競争 (拡大)	B
0.5		C

契約 予定 金額 億円	契約方式	ランク
6.0	一般競争 (WTO)	A～B
0.6	一般競争 (拡大)	A
0.5	試行 一般競争 (拡大)	B

契約 予定 金額 億円	契約方式	ランク
6.0	一般競争 (WTO)	A～B (経営事項 評価点数) 1,100点 以上
2.0	一般競争 (拡大)	A
0.6	試行 一般競争 (拡大)	B
0.5	試行 一般競争 (拡大)	C

契約 予定 金額 億円	契約方式	ランク
6.0	一般競争 (WTO)	A・B
0.6	一般競争 (拡大)	A
0.25	試行 一般競争 (拡大)	B

契約 予定 金額 億円	契約方式	契約方式
6.0	一般競争 (WTO)	
0.6	一般競争 (拡大)	
	試行 一般競争 (拡大)	

総合評価落札方式の形式

◆ 施工能力評価型

発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを
企業・技術者の能力等で確認する工事

形式	分類の考え方
Ⅱ 型	○ 工事難易度がⅠの工事で技術提案及び施工計画を求めて評価する必要がない工事 ○ 予定価格3億円未満(営繕工事は2億円未満)で工事難易度がⅡの工事で技術提案及び施工計画を求める必要がない工事 ・ 施工計画を求めない
Ⅰ 型	○ 工事難易度がⅡ以上の工事で技術提案を求めて評価する必要がない工事 ○ 本官工事で技術提案を求めて評価する必要がない工事 ・ 施工計画を求めて企業の施工能力を確認する

◆ 技術提案評価型(S型)

発注者が示す標準案に対し、施工上の工夫等の技術提案を求め、工事品質の向上を図る必要のある工事

○ WTO対象工事

○ 「工事難易度に係る難易度」の項目にA評価がある

○ 技術提案評価型(A型)以外で現場条件等により技術提案を評価する必要がある工事

※必要に応じ段階選抜を実施する

◆ 技術提案評価型(A型)

社会的要請の高い特定の課題に対し、工事自体の価値・工事品質を
より向上させる必要のある工事

・ 社会的要請の高い特定課題に対し高度な技術力を審査・評価

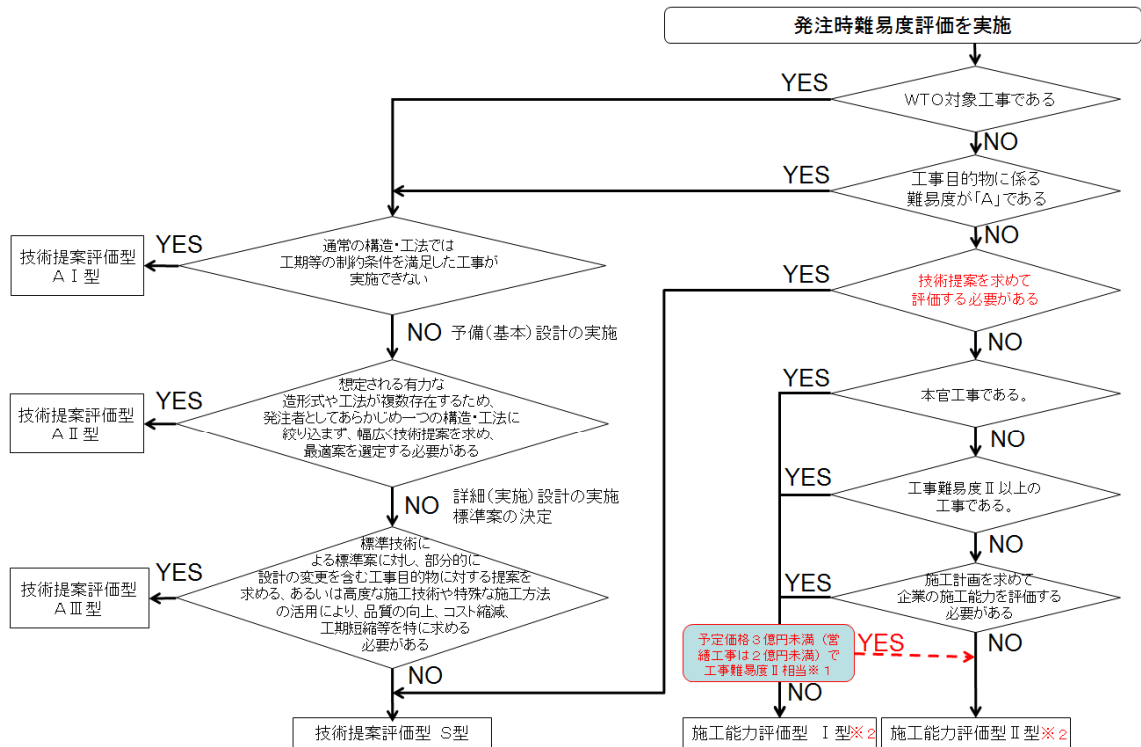
・ 技術対話を通じ技術提案の改善を行う

・ 技術提案を基に予定価格を作成

形式	分類の考え方
AⅠ型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足できない 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
AⅡ型	想定される有力な構造形式・工法が複数存在し、発注者として予め一つに絞り込まず幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない(複数の候補有り)
AⅢ型	標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益を相当程度高めることを期待 等 ※標準案有り

総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方

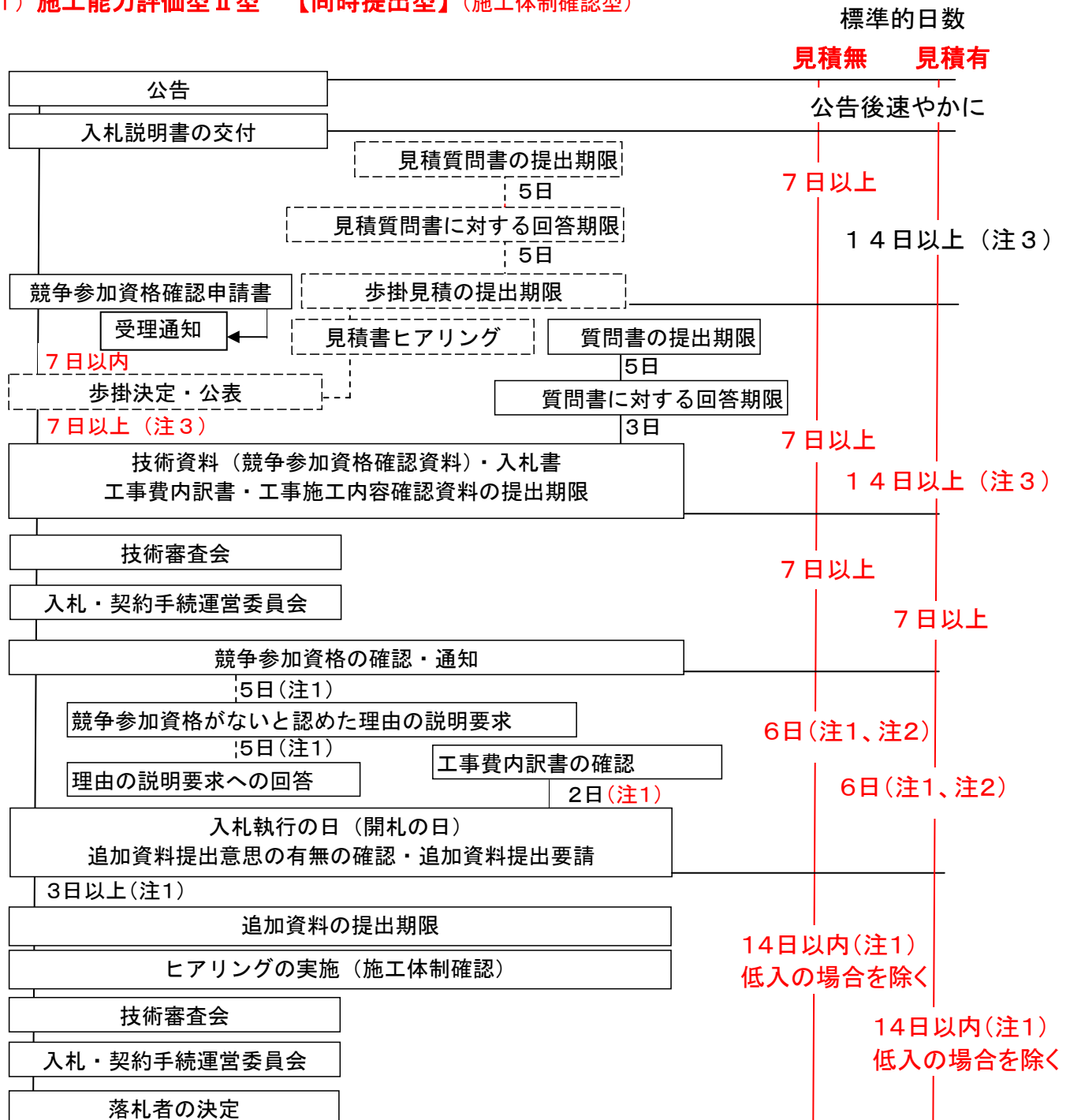
選定フロー



※1：予定価格3億円未満(営繕工事は2億円未満)で、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事(工事難易度Ⅱ相当)であれば、施工能力評価型Ⅱ型の適用も可能。「平成25年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成25年5月31日通達)
 ※2：H26.2.6本省通達「高知県内の入札競争事業を踏まえた入札契約の手続の見直の実施について」に示される対象工事(分任官で一般土木の施工能力評価型)は同時提出による入札契約手続を実施すること。

手順フロー

(1) 施工能力評価型Ⅱ型 【同時提出型】(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

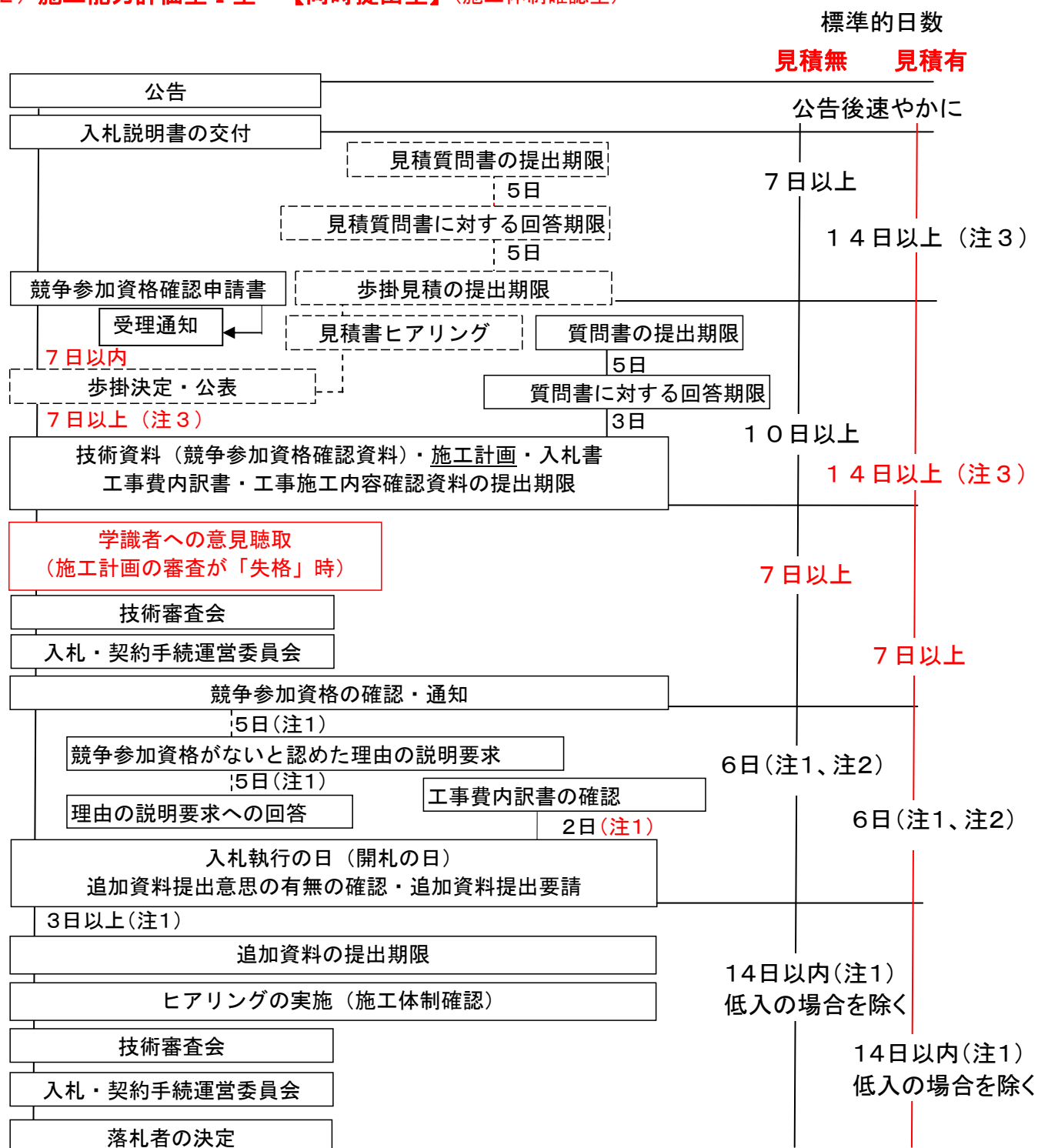
(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては5～10日程度延長し、適切な期間を確保すること

手順フロー

(2) 施工能力評価型Ⅰ型 【同時提出型】(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

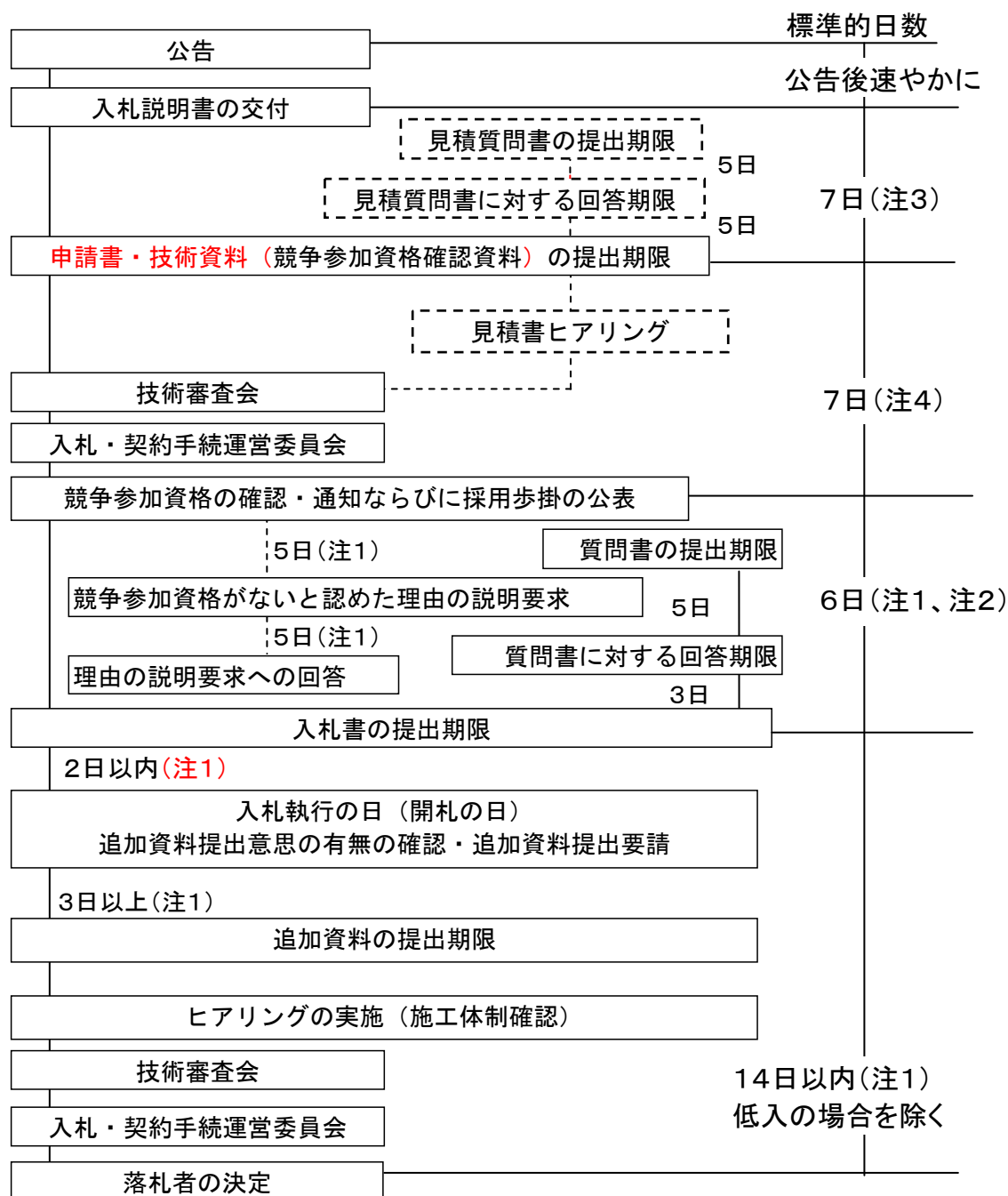
(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては5～10日程度延

手順フロー

(3) 施工能力評価型Ⅱ型(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

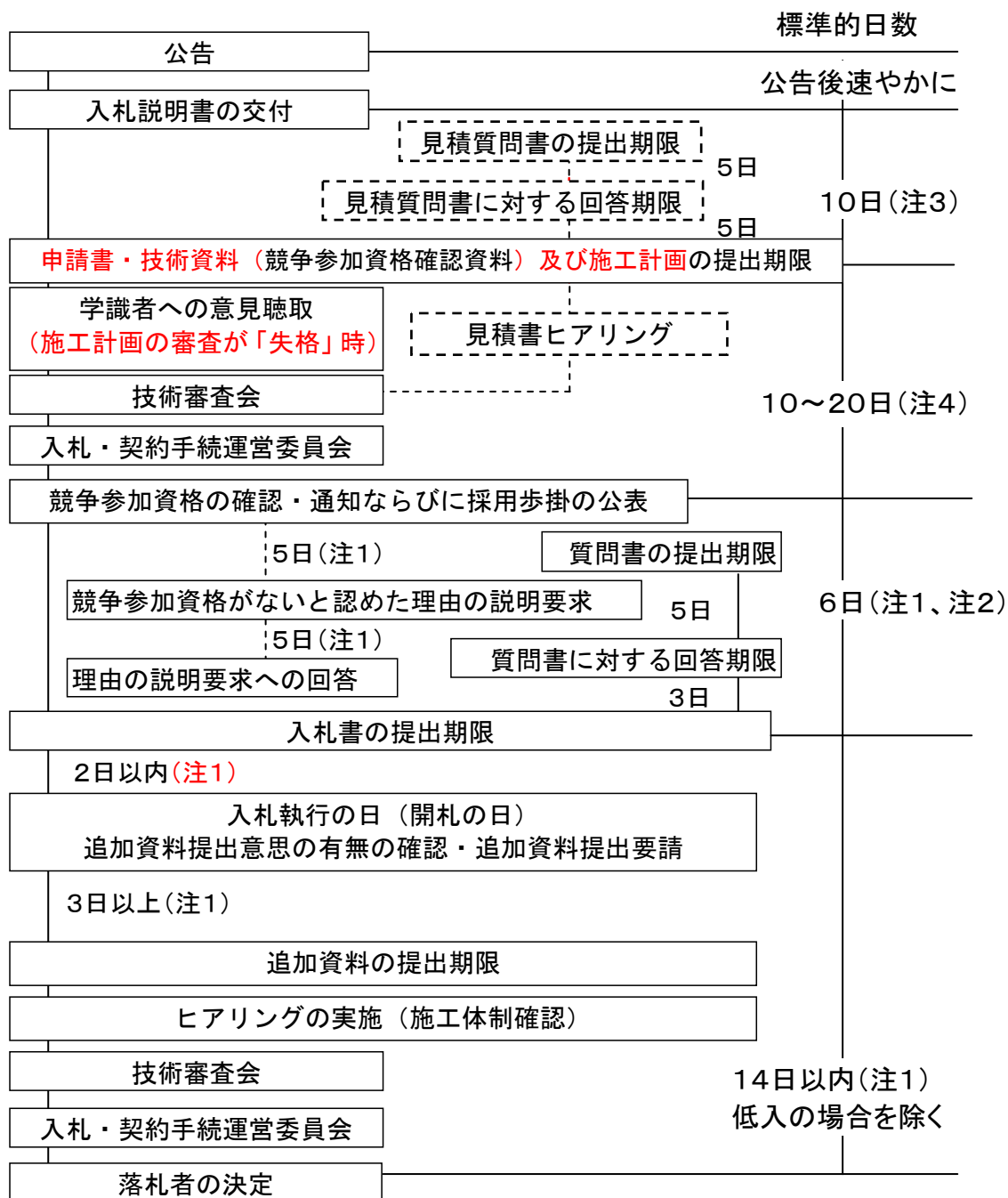
(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(4) 施工能力評価型Ⅰ型(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(5) 政府調達に関する協定(WTO)以外の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

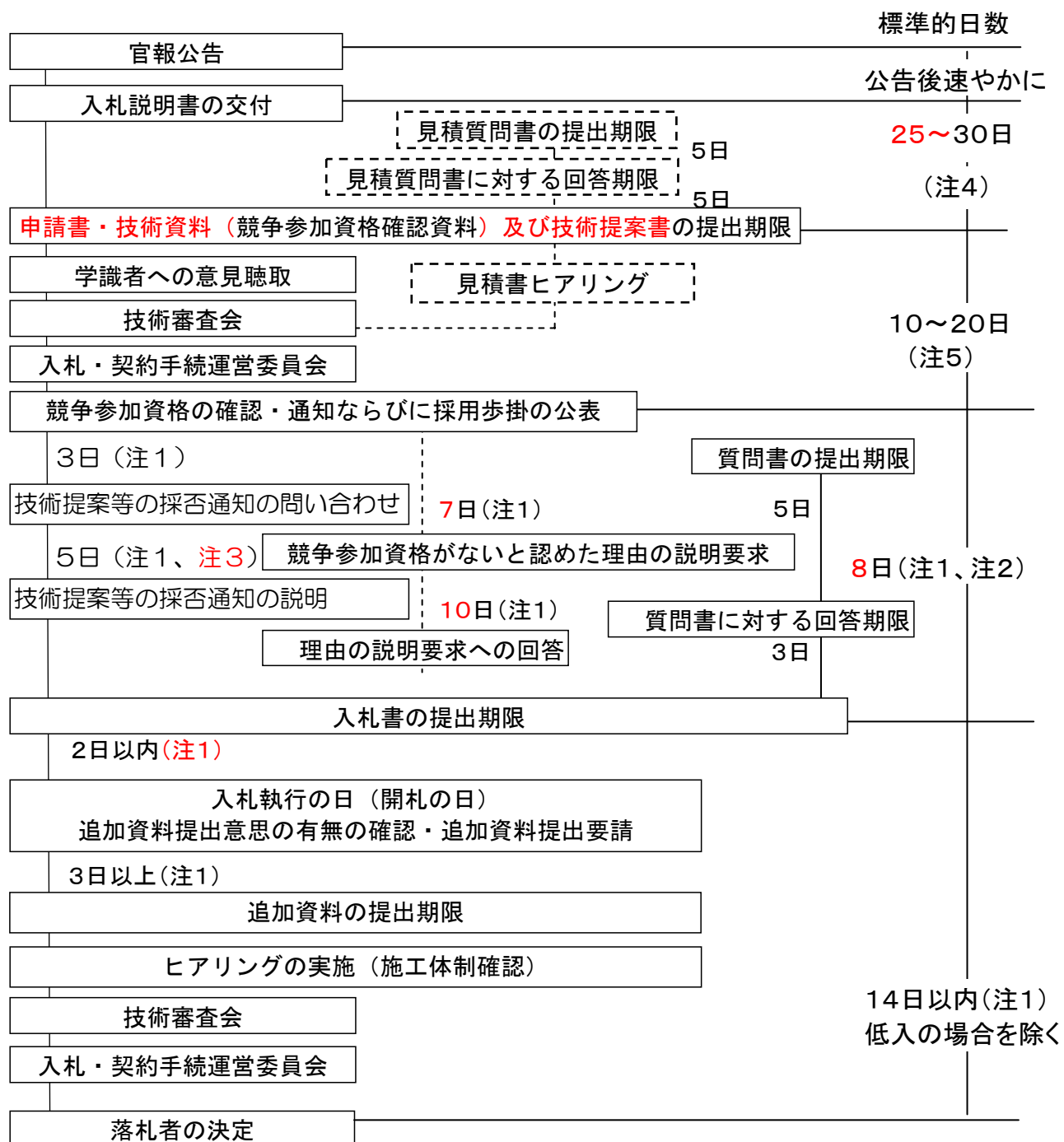
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(6) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

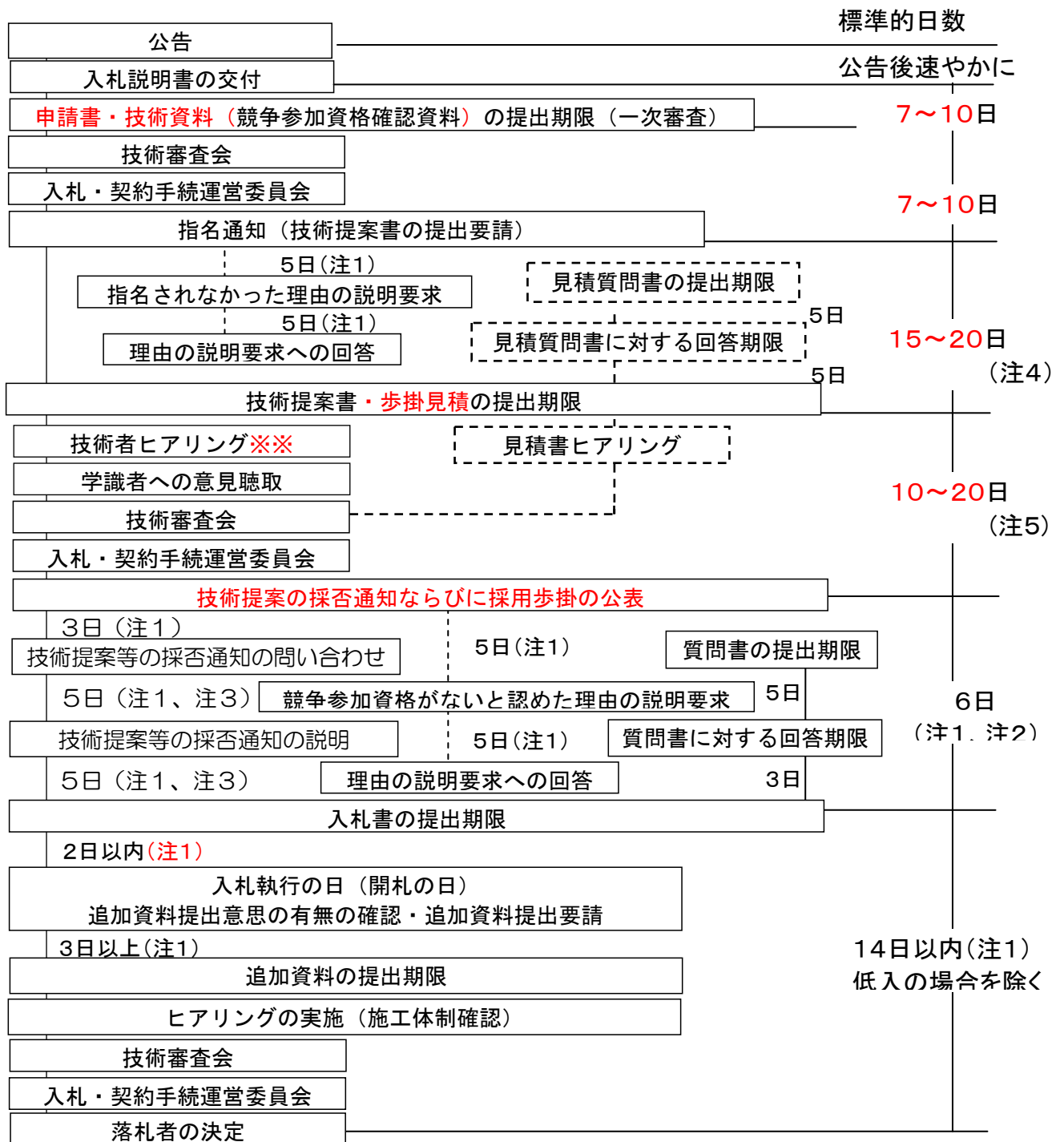
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(7) 政府調達に関する協定(WTO以外)の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

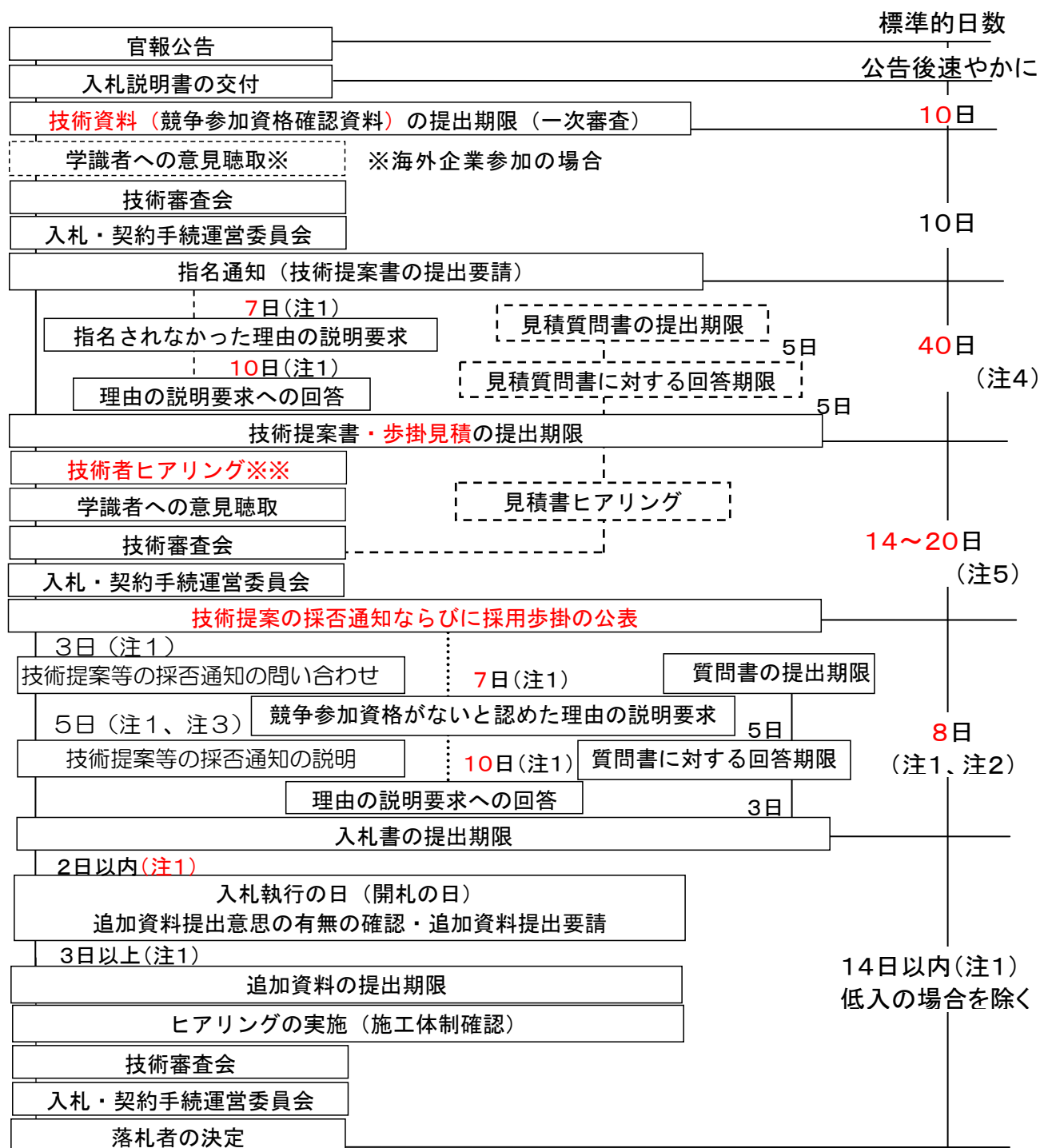
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(8) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(9) 政府調達に関する協定(WTO)場合 技術提案評価型(A型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

評価項目一覧

評価項目		一般競争（拡大）										WTO	
		施工能力評価型Ⅱ型					施工能力評価型Ⅰ型					技術提案評価型S型	
		地域型 ※		地域型 ※		適用	地域型 ※		地域型 ※		適用	技術提案評価型S型	
技術提案		適用	配点の範囲	適用	配点の範囲		適用	配点の範囲	適用	配点の範囲		適用	配点の範囲
テーマ1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	配点の範囲
テーマ2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	配点の範囲
施工計画		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	配点の範囲
技術者の能力		配属予定技術者ヒヤリング											
企業 の 能力 等	配属予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	6点	1点
	継続教育（CPD）単位の取得状況	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	6点	1点
	工事成績	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	8点	1点	6点	1点
	技術者表彰	4点	1点	4点	1点	4点	1点	4点	1点	4点	1点	3点	1点
	企業の同種、類似工事の施工実績（平成11年度以降）	6点	1点	6点	1点	6点	1点	6点	1点	6点	1点	4点	1点
	中部地盤（港湾空港関係除く）発注の 平成23、24年度に完了した 「当該工種」工事の平均点工事実績が 1工事のみの場合、それに74点を 加算して、平均点を算定	6点	1点	6点	1点	6点	1点	6点	1点	6点	1点	4点	1点
	優良工事表彰等	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	2点	1点
	安全工事表彰	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	2点	1点
	地域貢献等表彰	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	2点	1点
	なるびに社会貢献等表彰	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	2点	1点
建設ICTの活用		＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1
FMC、MGJを活用した施工を実施		＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1	＜1点＞ ※1
平成11年度以降の近隣地域内の工事実績		（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
地域内の地点の有無		（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
災害活動実績		3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点	3点	1点
災害協定締結の有無		1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点
ボランティアによる地域貢献		1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点
道路除雪作業の実績または道沿河川・道路維持作業の実績		（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
工事成績（マイナズ評価）		・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点	・2工事以上：－12点 ・1工事：－6点
事故等による指名停止等（マイナズ評価）		-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点
懲罰等による指名停止等（マイナズ評価）		-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点	-3点
小計		40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点
加算点 合計		40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点
WTO		—											
技術提案評価型S型		—											
最大60点		—											

※1 地域型とは、競争参加要件（地域要件）が地盤管内より小さい範囲。（事務所管内など）
 ※2 適用条件を満足する場合は、>を評価項目に追加する
 ※3 配属予定技術者ヒヤリング：WTO対象工事及び、技術提案評価型の内、技術的難易度が比較的高く、配属予定技術者の技術力が求められる工事（技術提案）×（ヒヤリング係数：1.0～0.5）で評価
 ※4 申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」
 ※5 申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」
 ※6 申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」
 ※7 申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合は「社会貢献等表彰（平成25、26年度）」

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型、地域要件:地域型)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目				配点								
				8点	7点	6点	5点	4点	3点	1点	0点	
技術者の能力 (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○								
			上記以外の国の機関		○							
			政府関係機関									
			都道府県・政令市およびその関係機関									
			市町村・民間事業			○						
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○					
			上記以外の国の機関					○				
			政府関係機関						○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○		
			市町村・民間事業								○	
継続教育(CPD)単位の取得状況	類似事務局	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○		
		上記以外									○	
平成25年4月1日～平成26年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価			1点		0点							
			年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満							
配置予定技術者の工事成績 ※4	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」			8点	7点	6点	4点	3点	1点	0点		
	81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)					
優良工事技術者表彰 (平成22年度～25年度表彰) ※1	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			4点		2点		0点				
	局長表彰有り		事務所長表彰、 室長表彰 有り		表彰無し							
		事務所長表彰、 室長表彰 2回以上有り										
企業の能力等 (最大20点)	企業の同種、類似工事の施工実績 (平成11年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○								
			上記以外の国の機関		○							
			政府関係機関									
			都道府県・政令市およびその関係機関									
			市町村・民間事業			○						
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○					
			上記以外の国の機関					○				
			政府関係機関						○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○		
			市町村・民間事業								○	
	企業の工事成績 ※2 ※4	類似事務局	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○	
			上記以外									○
	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成23、24年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・上記実績が1工事のみの場合は74点を加算し平均する			4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点	
	81点以上		80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)				
	・2年間60点未満が1工事ある場合:加算点から-6点 ・2年間60点未満が2工事以上ある場合:加算点から-12点											
	・優良工事表彰等 (平成24、25年度表彰(認定))※3 ・安全工事表彰 (平成24、25年度表彰)※3 ・地域貢献等表彰 (平成24年度)ならびに社会貢献等 表彰(平成25年度表彰)※6 最大2点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			2点		1.5点		1点		0点	
		局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し				
		・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※5			事務所長表彰、 室長表彰 2年連続表彰							
		・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			工事成績優秀企業 認定							
		1点		0.5点		0点						
		局長表彰		事務所長 表彰		表彰無し						
		1点		0.5点		0点						
		2年連続 表彰		表彰有り		表彰無し						

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」

※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」

※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」

※4 実績の少ない工種(暖冷房、コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト)は、「平成22年度以降」は「平成18年度以降」とし、「平成23、24年度」は「平成21～24年度」とする。

※5 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

※6 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅱ型、地域要件：地域型）

一般競争（拡大）

施工能力評価型Ⅱ型（地域要件：地域型）

※地域型とは、競争参加要件（地域要件）が地整管内より小さい範囲。（事務所管内など）

評価項目				配点				
企業 の 能力 等 （最大20点）	企業 の 能力	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点		
		建設ICTの活用	「TS」を活用した施工を実施	※活用工事 限定評価	担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
			「MC、MG」を活用した施工を実施	実施する	実施しない			
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （10点）	平成11年度以降の近隣地域内の 工事实績		1点	0.5点	0点		
				一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あり	当地域で実績なし		
		地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		2点	1点	0.5点	0点	
			入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り		
		災害活動 実績	平成21年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動(鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む)」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は+1点※2	2点	1点	0点		
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点※2	左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点	その他		
				1点	0.5点	0点		
災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に 係る設定地域において国の機関、政府関係機関、 自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活 動等に従事する者である場合に評価	1点	0.5点	0点				
		中部地整又は中部地 整管内事務所との協定 締結有り	工事毎に設定する拠点 の有無に係る設定地域 内で左記以外の機関 ※1との協定締結有り	その他				
		1点	0点					
ボランティア による地域 貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象	1点	0点					
		表彰有り	表彰無し					
		2点	0点					
道路除雪 (雪水)作業 または直轄 河川・道路 維持作業の 実績	・平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内 において、国又は地方自治体が積雪期をととして 発注する24時間体制の道路除雪(雪水)作業の実 績(下請けも含む)がある場合に評価 ・対象実績は発注が道路除雪作業のみの場合 ・平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内 の事務所(管理所)が発注する24時間体制の直轄 河川・道路の応急維持作業等の実績がある場合に 評価	2点	0点					
		実績有り	実績無し					
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による				

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする

施工能力評価型Ⅱ型（地域要件：地整管内）

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」
 ※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」
 ※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」
 ※4 実績の少ない工種(暖冷房、コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト)は、「平成22年度以降」は「平成18年度以降」とし、「平成23、24年度」は「平成21～24年度」とする。
 ※5 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメントコンクリート舗装工事、プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。
 ※6 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」。

技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅱ型、地域要件：地整管内）

一般競争（拡大）

施工能力評価型Ⅱ型（地域要件：地整管内）

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 （ 最大 20 点 ）	企業 の 能力	担当技術者 の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	建設ICTの 活用	「TS」を活用した施工を実施	※活用工事 限定評価	1点	0点		
		「MC、MG」を活用した施工を実施		実施する	実施しない		
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （ 5 点 ）	災害活動 実績	平成21年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は＋1点※2	2点	1点	0点	その他
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点※2	左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点		
		災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動 等に従事する者である場合に評価	1点	0点		
				中部地整又は中部地 整管内事務所との協定 締結有り	その他		
		ボランティア による地域 貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象	1点	0点		
				表彰有り	表彰無し		
事故等による指名停止等（マイナス評価） 贈賄等による指名停止等（マイナス評価）				別紙 減点（マイナス）評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(塗装)

評価項目				配点							
				8点	7点	6点	5点	4点	3点	1点	0点
(技術者の能力) 最大20点	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関		○						
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関					○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○		
上記以外									○		
継続教育(CPD)単位の取得状況			平成25年4月1日～平成26年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価								
			1点		0点						
			年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満						
配置予定技術者の工事成績 ※4			8点	7点	6点	4点	3点	1点	0点		
・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」			81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)		
優良工事技術者表彰 (平成22年度～25年度表彰) ※1			4点		2点		0点				
・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			局長表彰有り		事務所長表彰、室長表彰有り		表彰無し				
			事務所長表彰、室長表彰2回以上有り								
企業の能力等(最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績(平成11年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関		○						
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関					○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○		
上記以外									○		
企業の工事成績 ※2 ※4			6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点		
・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成23、24年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・上記実績が1工事のみの場合は74点を加算し平均する			81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)		
			・2年間60点未満が1工事ある場合:加算点から-6点 ・2年間60点未満が2工事以上ある場合:加算点から-12点								
優良工事表彰等(平成24、25年度表彰(認定)) ※3 ・安全工事表彰(平成24、25年度表彰) ※3 ・地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度表彰) ※6 最大3点			2点		1.5点		1点		0点		
・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			局長表彰有り		事務所長、室長表彰1年で複数表彰		事務所長、室長表彰有り		表彰無し		
			事務所長表彰、室長表彰2年連続表彰								
・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			1点		0.5点		0点				
			局長表彰		事務所長表彰		表彰無し				
・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所长)より「地域貢献等表彰」ならびに「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			1点		0.5点		0点				
			2年連続表彰		表彰有り		表彰無し				

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」

※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」

※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」

※4 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(塗装)

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 （最大20点）	企業 の 能力	担当技術者 の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （5点）	平成11年度以降の近隣地域内の 工事実績		1点	0.5点	0点	
				一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あ り	当地域で実績なし	
		地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		4点	2点	1点	0点
			入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り	
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、地域要件:地域型)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目		配点							
		7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
(技術者の能力) (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	○						
		同種性が認められる 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業		○					
		類似 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外				○			
		同種・類似工事の実績の役職に応じて加算	・監理(主任)技術者での実績は+1点 ・現場代理人での実績は+0.5点 ・その他(担当技術者)は+0点						
		継続教育(CPD)単位の取得状況	1点 年間推奨単位以上を取得		0点 年間推奨単位未満				
		配置予定技術者の工事実績※4	8点 81点以上	7点 80点	6点 79点	4点 78点 77点	3点 76点	1点 75点	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)
	優良工事技術者表彰(平成22年度～25年度表彰)※1	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	4点 局長表彰有り		2点 事務所長表彰、室長表彰有り		0点 表彰無し		
			事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り						
企業の能力等(最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績(平成11年度以降)	より同種性が高い 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	○						
		同種性が認められる 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業		○					
		類似 地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 上記以外						○	
		企業の工事実績※2 ※4	4点 81点以上	3.5点 80点以上 81点未満	3点 79点以上 80点未満	2点 77点以上 79点未満	1.5点 76点以上 77点未満	1点 75点以上 76点未満	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)
		・2年間60点未満が1工事ある場合:加算点から-6点 ・2年間60点未満が2工事以上ある場合:加算点から-12点							
		・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	2点 局長表彰有り		1.5点 事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		1点 事務所長、室長表彰 有り		0点 表彰無し
	・優良工事表彰等(平成24、25年度表彰(認定))※3 ・安全工事表彰(平成24、25年度表彰)※3 ・地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度表彰)※6 最大2点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	工事成績優秀企業認定						
			1点 局長表彰		0.5点 事務所長表彰		0点 表彰無し		
			1点 2年連続表彰		0.5点 表彰有り		0点 表彰無し		

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」

※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」

※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」

※4 実績の少ない工種(暖冷房、コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト)は、「平成22年度以降」は「平成18年度以降」とし、「平成23、24年度」は「平成21～24年度」とする。

※5 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

※6 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、地域要件：地域型）

一般競争（拡大）

施工能力評価型Ⅰ型（地域要件：地域型）

※地域型とは、競争参加要件（地域要件）が地整管内より小さい範囲。（事務所管内など）

評価項目				配点					
企業 の 能力 等 （最大20点）	企業 の 能力	担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点			
		建設ICTの 活用	「TS」を活用した施工を実施	※活用工事 限定評価	担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—		
			「MC、MG」を活用した施工を実施	実施する	実施しない				
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （10点）	平成11年度以降の近隣地域内の 工事実績		1点	0.5点	0点			
		地域内の拠点の有無 （本店・支店営業所の所在地）		一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あり	当地域で実績なし			
			2点	1点	0.5点	0点			
		災害活動 実績	平成21年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績がある場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は＋1点※2	入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り		
			2点	1点	0点				
		災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に 係る設定地域において国の機関、政府関係機関、 自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活 動等に従事する者である場合に評価	中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点※2	左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点	その他			
			1点	0.5点	0点				
		ボランティア による地域 貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象	中部地整又は中部地 整管内事務所との協定 締結有り	工事毎に設定する拠点 の有無に係る設定地域 内で左記以外の機関 ※1との協定締結有り	その他			
			1点	0点					
		道路除雪 (雪水)作業 または直轄 河川・道路 維持作業の 実績	・平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内 において、国又は地方自治体が積雪期をとおして 発注する24時間体制の道路除雪(雪水)作業の実 績(下請けも含む)がある場合に評価 ・対象実績は発注が道路除雪作業のみの場合	表彰有り	表彰無し				
			2点	0点					
			・平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内 の事務所(管理所)が発注する24時間体制の直轄 河川・道路の応急維持作業等の実績がある場合に 評価	実績有り	実績無し				
		事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、地域要件:地整管内)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(地域要件:地整管内)

		評価項目		配点							
				7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
(技術者の能力) (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
		同種性が認められる	市町村・民間事業			○					
			地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
	類似	都道府県・政令市およびその関係機関									
		市町村・民間事業						○			
地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○			
上記以外									○		
同種・類似工事の実績の役職に応じて加算			・監理(主任)技術者での実績は+1点 ・現場代理人での実績は+0.5点 ・その他(担当技術者)は+0点								
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成25年4月1日～平成26年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点 年間推奨単位以上を取得	0点 年間推奨単位未満								
配置予定技術者の工事成績 ※4	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	8点 81点以上	7点 80点	6点 79点	4点 78点 77点	3点 76点	1点 75点	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)			
優良工事技術者表彰 (平成22年度～25年度表彰) ※1	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	4点 局長表彰有り 事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り	2点 事務所長表彰、室長表彰有り	0点 表彰無し							

企業の能力等(最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成11年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
		同種性が認められる	市町村・民間事業			○					
			地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
	類似	都道府県・政令市およびその関係機関									
		市町村・民間事業						○			
地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○			
上記以外									○		
企業の工事成績 ※2 ※4	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成23、24年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・上記実績が1工事のみの場合は74点を加算し平均する	6点 81点以上	5点 80点以上 81点未満	4点 79点以上 80点未満	3点 77点以上 79点未満	2点 76点以上 77点未満	1点 75点以上 76点未満	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)			
・2年間60点未満が1工事ある場合:加算点から-6点 ・2年間60点未満が2工事以上ある場合:加算点から-12点											
・優良工事表彰等 (平成24、25年度表彰(認定))※3 ・安全工事表彰 (平成24、25年度表彰)※3 ・地域貢献等表彰 (平成24年度)ならびに社会貢献等表彰 (平成25年度表彰)※6 最大3点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	2点 局長表彰有り	1.5点 事務所長、室長表彰 1年で複数表彰	1点 事務所長、室長表彰有り	0点 表彰無し						
		事務所長表彰、室長表彰 2年連続表彰									
	・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※5	工事成績優秀企業認定									
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	1点 局長表彰	0.5点 事務所長表彰	0点 表彰無し							
1点 2年連続表彰		0.5点 表彰有り	0点 表彰無し								

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」

※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」

※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」

※4 実績の少ない工種(暖冷房、コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト)は、「平成22年度以降」は「平成18年度以降」とし、「平成23、24年度」は「平成21～24年度」とする。

※5 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

※6 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、地域要件：地整管内）

一般競争（拡大）

施工能力評価型Ⅰ型（地域要件：地整管内）

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 （ 最 大 2 0 点 ）	企業 の 能力	担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	建設ICTの 活用	「TS」を活用した施工を実施	※活用工事 限定評価	1点	0点		
		「MC、MG」を活用した施工を実施		実施する	実施しない		
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （ 5 点 ）	災害活動 実績	平成21年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績がある場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は+1点※2	2点	1点	0点	
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点※2	左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点	その他	
		災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動 等に従事する者である場合に評価	1点	0点		
				中部地整又は中部地 整管内事務所との協定 締結有り	その他		
	ボランティア による地域 貢献			1点	0点		
		・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象		表彰有り	表彰無し		
	事故等による指名停止等（マイナス評価） 贈賄等による指名停止等（マイナス評価）			別紙 減点（マイナス）評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型:塗装)

一般競争(拡大)
施工能力評価型Ⅰ型(塗装)

評価項目			配点							
			7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
技術者の能力 (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○							
		上記以外の国の機関		○						
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関			○					
		市町村・民間事業								
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○			○				
		上記以外の国の機関					○			
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関								
		市町村・民間事業						○		
企業の能力等(最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績(平成11年度以降)	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○						○	
		上記以外								○
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○							
		上記以外の国の機関		○						
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関			○					
		市町村・民間事業								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								
企業の能力等(最大15点)	企業の工事成績※2※4	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○							
		上記以外の国の機関		○						
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関			○					
		市町村・民間事業								
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○							
		上記以外の国の機関								
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関								
		市町村・民間事業								
企業の能力等(最大15点)	優良工事表彰等(平成24、25年度表彰(認定))※3	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○						○	
		上記以外								○
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 ○							
		上記以外の国の機関		○						
		政府関係機関								
		都道府県・政令市およびその関係機関			○					
		市町村・民間事業								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								
		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」
 ※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」
 ※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」
 ※4 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(塗装)

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 （最大20点）	企業 の 能力	担当技術者 の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 （5点）	平成11年度以降の近隣地域内の 工事実績		1点	0.5点	0点	
				一定規模 以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あ り	当地域で実績なし	
		地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		4点	2点	1点	0点
			入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り	
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(技術提案評価型 S 型 WTO以外)

一般競争(拡大)

技術提案評価型S型 WTO以外

評価項目		配点								
		4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点	
技術者の能力 (最大15点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○						
			上記以外の国の機関							
			政府関係機関		○					
			都道府県・政令市およびその関係機関							
			市町村・民間事業		○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局			○				
		上記以外の国の機関								
		政府関係機関				○				
		都道府県・政令市およびその関係機関								
		市町村・民間事業					○			
類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局							○		
	上記以外								○	
同種・類似工事の実績の役職に応じて加算		・監理(主任)技術者での実績は+2点 ・現場代理人での実績は+1点 ・その他(担当技術者)は+0点								
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成25年4月1日～平成26年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点		0点						
		年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満						
配置予定技術者の工事実績 ※4	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)	
		81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点			
優良工事技術者表彰 (平成22年度～25年度表彰) ※1	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	3点		2点		0点				
		局長表彰有り		事務所長表彰、室長表彰有り		表彰無し				
		事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り								

※1 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成23～26年度」

※2 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年6月1日以降の場合は「平成24、25年度」

※3 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「平成25、26年度」

※4 実績の少ない工種(暖冷房、コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト)は、「平成22年度以降」は「平成18年度以降」とし、「平成23、24年度」は「平成21～24年度」とする。

※5 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

※6 申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合は「地域貢献等表彰(平成24年度)ならびに社会貢献等表彰(平成25年度)」を「社会貢献等表彰(平成25、26年度)」

技術者の能力、企業の能力の評価基準（技術提案評価型 S 型 WTO以外）

一般競争（拡大）

技術提案評価型 S 型 WTO以外

評価項目				配点			
企業 の 能力 企業 の 能力 等 （最大15点）	企業 の 能力	担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	建設ICTの 活用			1点	0点		
		「TS」を活用した施工を実施	※活用工事 限定評価	実施する	実施しない		
	地域精 通度・ 貢献度 （5点）	災害活動 実績	平成21年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は+1点※2	2点 中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点※2	1点 左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は +1点	0点 その他	
		災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に 係る設定地域において国の機関、政府関係機関、 自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活 動等に従事する者である場合に評価	1点 中部地整又は中部地 整管内事務所との協定 締結有り	0.5点 工事毎に設定する拠点 の有無に係る設定地域 内で左記以外の機関 ※1との協定締結有り	0点 その他	
		ボランティア による地域 貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象	1点	0点		
表彰有り				表彰無し			
事故等による指名停止等（マイナス評価） 贈賄等による指名停止等（マイナス評価）				別紙 減点（マイナス）評価項目による			

※1

- ・他地方整備局
- ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表1に記載された国の機関及び附属書 I 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする

段階選抜における評価基準(WTO 対象案件)

一次審査における選抜基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜	評価項目	評価基準	配点
企業の 能力	同種性(※1)	より同種性が高い工事(※2)の実績あり	9点
		やや同種性が高い工事(※3)の実績あり	5点
		同種性が認められる工事(※4)の実績あり	0点
	発注者評価 (※5)	81点以上	6点
		80点以上81点未満	5点
		79点以上80点未満	4点
		77点以上79点未満	3点
		76点以上77点未満	2点
		75点以上76点未満	1点
		65点以上75点未満実績無し(見なし65点)	0点
技術者の 能力	同種性(※1) ・立場 (1件あたり)	より同種性が高い工事(※2)の実績あり	2点
		やや同種性が高い工事(※3)の実績あり	1点
		同種性が認められる工事(※4)の実績あり	0点
		上記実績の 役職に応じて 加算	監理(主任)技術者での実績 1点 現場代理人での実績 0.5点 その他(担当技術者) 0点
	発注者評価 (※5) (1件あたり)	79点以上	2点
		75点以上79点未満	1点
		75点未満	0点

※1:企業・技術者の同種工事实績により評価する。

※2:実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計以上の実績の場合

「より同種性が高い工事」

※3:実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれかが設計以上の実績の場合

「やや同種性が高い工事」

※4:実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計未満の実績の場合

「同種性が認められる工事」

※5:国土交通省各地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局発注の工事の工事成績評定点が対象(いずれも港湾空港関係を除く)上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。

※6:技術者の同種工事の実績は、最大3件であり4件以上提出の場合成績の低い3件で評価する。

実績が3件に満たない場合は、その件数で評価する。

□上位5～10者を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は2次審査の評価に加算しない。

□5～10位の者が複数の場合は、企業の能力が上位の者を選定する。

□外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、5～10者に
加え参加を認める。

二次審査における評価基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜	評価項目	配点(評価)
技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項 又は 社会的要請に関する事項	最大60点
技術者 ヒアリング	評価指標	ヒアリングの内容
	技術提案 に対する 理解度	テーマに対する理 解度 評価項目設定理由に対する設定背 景及びポイントの理解度※2
	提案内容の理 解度と施工上の配 慮事項	提案内容の履行に対し最も重要とな る事項及び提案内容に対する技術的 根拠内容の理解度※3
		ヒアリング内容による 係数(1.0～0.0)※1

※1:評価については、技術提案の評価点に係数(1.0～0.0)を乗じることとし、各項目において明確な回答があり、技術提案に対する理解度が確認できる場合は1.0を乗じ、回答がない場合や不明確な回答の場合は、0.0を乗じることとする。

評価	ヒアリング係数
最優	1.0
優	0.75
良	0.5
可	0.25
不可	0.0

※2:本工事の評価項目の設定理由、特徴等を踏まえ、提案された技術提案の中で最も有効な提案に対し
どのように認識し理解しているかを評価する。

※3:※2を踏まえ提案の妥当性、技術的根拠や施工上の配慮すべき事項に関する質問に対し、明確に回
答及び説明できるかを評価する

<<二次審査における加算点>>技術者ヒアリングの評価結果による「ヒアリング係数」を「技術提案の評価点」に乘じて、加算点とする。

(加算点:最大60点)=①×②

段階選抜における評価基準(WTO 以外)

一次審査における選抜基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜 評価項目		配点	
技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	6点	② 最大15点
	継続教育(CPD)単位の取得状況	1点	
	配置予定技術者の工事成績	6点	
	技術者表彰	3点	
企業の能力等	企業の同種・類似工事の施工実績(平成11年度以降)	4点	最大10点
		4点	
		2点	
		2点	
		<1点>	
		<1点>	
	地域貢献度	3点	5点
		1点	
		1点	
		1点	

< >は、必要に応じて設定

□個々の評価項目における評価基準は、P.22～23を参照

□上位5～10者を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は評価に加算

□10位の者が複数の場合は、企業の能力が上位の社を選定

二次審査選抜基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜	評価項目	配点(評価)
技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項 又は 社会要請に関する事項	最大30点
技術者ヒアリング	評価指標	着目点
	監理能力の確認	工事概要及び工事マネジメント
	技術提案に対する理解度	テーマに対する理解度
	技術提案に対する理解度	提案内容の理解度と施工上の配慮事項
		ヒアリングの内容
		実績工事の概要(工事内容・工事での役割等)
		評価項目設定理由に対する設定背景及びポイントの理解度※2
		提案内容の履行に対し最も重要となる事項及び提案内容に対する技術的根拠内容の理解度※3
		評価
		ヒアリング内容による係数(1.0～0.0)※1
		ヒアリング内容による係数(1.0～0.0)※1

※1：評価については、配置予定技術者の工事実績評価点と技術提案の評価点に係数(1.0～0.0)を乗じることとし、各項目において明確な回答があり、十分な監理能力及び技術提案に対する理解度が確認できる場合は1.0を乗じ、回答がない場合や不明確な回答の場合は、0.0を乗じることとする。

評価	ヒアリング係数
最優	1.0
優	0.75
良	0.5
可	0.25
不可	0.0

※2：本工事の評価項目の設定理由、特徴等を踏まえ、提案された技術提案の中で最も有効な提案に対しどのように認識し理解しているかを評価する。

※3：※2を踏まえ提案の妥当性、技術的根拠や施工上の配慮すべき事項に関する質問に対し、明確に回答及び説明できるかを評価する

<<加算点の算出方法>> 技術者ヒアリングの評価結果による「ヒアリング係数」を「技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職」及び「技術提案の評価点」に乘じて、加算点とする。

$$(加算点:最大60点)=①+③+②\times⑤+④\times⑥$$

減点(マイナス)評価項目

事故等による 指名停止等	- 中部地方整備局の発注工事で施工中の事故等により営業停止・指名停止・口頭注意・文書注意を受けた場合。 - 中部地整管内で施工中の事故等により指名停止を受けた場合。 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、過失による粗雑工事をいう。	- 営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月 - 文書注意後2ヶ月 - 口頭注意後1ヶ月	マイナス 3点
贈賄等による 指名停止等	- 中部地方整備局管内で贈賄等により営業停止を受けた企業 - 中部地方整備局から贈賄等により指名停止・文書注意・口頭注意を受けた企業 贈賄等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為をいう。	- 営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月 - 文書注意後2ヶ月 - 口頭注意後1ヶ月	マイナス 3点

措置	指名停止等措置期間	措置後の減点(マイナス)評価期間
指名停止	2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
	1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
	2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
	3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間
文書警告・文書注意	—	発日+2ヶ月
口頭注意	—	発日+1ヶ月
営業停止	営業停止期間	営業停止期間終了後6ヶ月間
指名停止措置後 営業停止	指名停止及び営業停止期間	営業停止期間終了後3ヶ月間

- ・優良工事表彰を受けた企業が営業停止を受けた場合は、営業停止以前に受賞した優良工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・安全工事表彰を受けた企業が事故等により文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した安全工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・工事成績優秀企業の認定を受けた企業が事故等により文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した工事成績優秀企業認定を加算評価の対象としない。
- ・競争参加資格の審査及び評価の基準日において評価する。

施工能力等、地域の留意事項

1. 「技術者の能力」の留意事項

○配置予定技術者として資格及び同種・類似工事の実績を求める者は以下のとおりとする。

対象業者の種類	実績・資格を求める技術者	実績の求め方 (同種・類似)
単体業者	単体業者の配置予定技術者	類似工事の実績でも可
経常建設共同企業体（甲型）	構成員のうち1社の配置予定技術者	

【参考】経常建設共同企業体（甲型）が、受注した場合においては、全ての構成員においてそれぞれの社から建設業法第26条に示す資格を有した監理（主任）技術者を配置しなければならない。なお、同種工事実績及び建設業法第26条に示す資格を有する専任の技術者を配置する構成員以外のその他の構成員が配置する監理（主任）技術者は、請負金額が建設業法施行令第27条1項に定める額以上の場合は、専任が必要である。

○配置予定技術者は、最大3名までの申請を認め、競争参加資格を満たした技術者のうち、「技術者の能力」としての評価が一番低いと判断される者で評価する。

○配置予定技術者に求める資格は、当該工事を施工する上で必要な建設業法第26条に示す資格や実務経験を競争参加資格とする。

○発注者が監理技術者の配置を想定する工事においては監理技術者に必要な資格・実務経験を競争参加資格とする。

○配置予定技術者が同種・類似実績として提出した工事にて、同種・類似実績に対する従事状況（期間等）の確認を行う。

○CORINS登録していない実績工事は、発注者で工事内容や配置予定技術者の従事状況が確認出来ないため、入札説明書にて提出を求めた書類（契約書、施工計画書等）により確認を行う。

また、簡易CORINSで登録された実績工事及び500万円以上2500万円未満の詳細CORINSで登録された実績工事は、発注者で工事内容や配置予定技術者の従事状況が確認出来ないため、入札説明書にて提出を求めた書類（受注者によるCORINSの工事カルテ、契約書、施工計画書等）により確認を行う。

（1）「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

地方整備局及び北海道開発局	地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局
上記以外の国の機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○実績は以下に示す年度以降に引渡し完了したものを対象とする。

本官工事	平成 11 年度以降
分任官工事	対象年度を設定しない

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。（同一工事に限定しない場合に限る。）

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計（以下「工事成績」という。）が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

※「工事成績評価通知書等の評価点の合計」とは主任（監理）技術者又は現場代理人に付す点数ではなく、企業が得た工事成績とする。

その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。

イ)「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付する。

この場合においては、発注機関及び企業に「工事成績」が通知されていないことを確認した上で、実績として認める。

ウ) 国土交通省のうち、地方整備局（旧組織を含む）及び北海道開発局・**沖縄総合事務局**の実績であって、平成**11**年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評価点を65点と見なすものとする。

エ) ただし、転職等により工事成績評価通知書等の評価点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なすことができるものとする。なお、「工事成績」が65点以上の実績に限る旨を明記すること。

(2)「継続教育（CPD）単位の取得状況」の留意事項

○認定団体が発行した証明書により配置予定技術者のCPD単位（ユニット等）の取得状況を評価対象とする。

○平成**25**年**4**月**1**日～平成**26**年**3**月**31**日に、年間推奨単位（各団体の1年間の推奨単位（ユニット等））を取得した場合に評価する。

○証明書は、「建設系CPD協議会」の加盟団体が発行したものに限り評価対象とし、その他の証明書は評価対象としない。

○平成**25**年**4**月**1**日～平成**26**年**3**月**31**日を超える期間で単位取得証明がされた証明書は、評価対象としない。

○加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト等により確認を行う。（<http://www.cpd-ccesa.org/>）

<参考>

平成 **26**

年4月確認情報

認定団体名	単位	年間推奨単位	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	単位	50	
日本技術士会	CPD	50	

なお建築、木造建築、プレハブ建築、電気設備（営繕）、暖冷房衛生設備、機械設備（営繕）は、以下団体も評価対象とする。推奨単位等は更新される事があるため、留意すること。

認定団体名	年間推奨単位	備考
(公社) 日本建築士会連合会	12認定時間／年 (左記団体の合計)	
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		
(公社) 日本建築家協会		
(一社) 日本建設業連合会		
(一社) 日本建築学会		
建築設備士関係団体CPD協議会		
(一社) 日本建築構造技術者協会		
(一財) 建設業振興基金		
(公財) 建築技術教育普及センター		

(3) 「配置予定技術者の工事成績」の留意事項

(対象は平成22年度以降※に完成した工事实績)

○配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された、企業が得た「工事成績」で評価する。(主任(監理)技術者又は現場代理人に付す点数ではない)

○評価にあたっては以下のとおりとする。

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局の平成22年度以降※に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評点で評価
上記以外	見なし65点

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。(同一工事に限定しない場合に限る。)

※発注実績の少ない工種(暖冷房設備、セメント・コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウトは、「平成22年度以降」を「平成18年度以降」に読み替える。

(4) 「優良工事技術者表彰」の留意事項

○対象は平成22～25年度表彰※

○配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価する。

○同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。

○評価対象の期間は、表彰月の翌月から4年後の表彰月まで

○技術資料(競争参加資格確認資料)表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

※申請書(同時提出型は技術資料)等の提出期限日(評価基準日)が平成26年8月1日以降の場合、「平成22～25年度表彰」を「平成23～26年度表彰」に読み替える

2. 「企業の能力」の留意事項

○同種・類似工事の施工実績は対象業者の種類により、以下のとおりとする。

対象業者の種類	構成員等	実績の求め方（同種・類似）
単体業者	単体業者	同種又は類似工事の実績
経常建設共同企業体（甲型）	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績

※類似条件を付さない場合は、全ての参加企業に同種工事の実績を求める。

○CORINS 登録していない実績工事は、発注者で工事内容が確認出来ないため、入札説明書にて提出を求めた書類（契約書、施工計画書等）により確認を行う。

また、簡易 CORINS で登録された実績工事及び 500 万円以上 2500 万円未満の詳細 CORINS で登録された実績工事は、発注者で工事内容が確認出来ないため、入札説明書にて提出を求めた書類（受注者による CORINS の工事カルテ、契約書、施工計画書等）により確認を行う。

（１）「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○企業の同種・類似工事の実績は、平成 11 年度以降に引渡しが完了した工事の実績を対象とする。

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。（同一工事に限定しない場合に限る。）

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

地方整備局及び北海道開発局	地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局
上記以外の国の機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表 1
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表 3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表 2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表 2 の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計（以下「工事成績」という。）が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

その場合、「工事成績」が 65 点未満の場合は入札に参加できない。

なお、県及び政令市等における「工事成績」の通知状況については、別表「県及び政令市の成績評定要領の状況」を参照。

また、県及び政令市等における維持作業や雪氷作業等については、工事としてではなく業務委託としての扱いで実施している場合があるため、同種・類似工事の設定には留意することとし、「工事成績」の実施の有無を含め、関係自治体等へ確認を行う。

イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付すること

この場合においては、発注機関及び企業に「工事成績」が通知されていないことを確認した上で、実績として認める。

ウ) 国土交通省のうち、地方整備局（旧組織を含む）及び北海道開発局・**沖縄総合事務局**の実績であって、平成 11 年度以降に引き渡された請負金額が 500 万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を 65 点と見なすものとする。

※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局（旧組織を含む）並びに北海道開発局、沖縄総合事務局の実績を対象とする。

(2) 「企業の工事成績」の留意事項

- 中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の工事成績平均点（少数第2位以下切捨）で評価する。
- 平成23、24年度※に完成した「当該工種」の工事が対象
- 上記実績が1工事のみの場合は74点（評価点0点）を加算して平均した成績
- 上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。
- 経常建設企業体（甲型）の実績の取扱いは以下のとおりとする。

単体業者	当該業者が受注した実績に加え、当該業者が参加する経常建設共同企業体の実績を全て対象とする。
経常建設共同企業体（甲型）	当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。

- 中部地整（港湾空港関係除く）発注の平成23、24年度※の工事成績で60点未満の場合は減点を行う。

※ 申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年6月1日以降の場合、「平成23、24年度」を「平成24、25年度」に読み替える
発注実績の少ない工種（暖冷房設備、セメント・コンクリート舗装、法面処理、河川しゅんせつ、グラウト）は、「平成23、24年度」を「平成21～24年度」（評価基準日が平成26年6月1日以降の場合、「平成22～25年度」）に読み替える。

(3) 「優良工事表彰等」の留意事項

- 優良工事表彰（対象は平成24、25年度表彰※）

- ア) 入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事表彰」を当該工種における元請として受賞した場合に評価する。
- イ) 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- ウ) 技術資料（競争参加資格確認資料）表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。
- エ) 評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「営業停止措置」又は「中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で65点未満の工事成績通知」を受けた企業の優良工事表彰は評価対象としない。

※申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合、「平成24、25年度表彰」を「平成25、26年度表彰」に読み替える

- 工事成績優秀企業認定（対象は平成24年、25年度認定※）

- ア) 入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。ただし当該工事の工種が次の10工種の場合に限る。
一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、
セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、
法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事
- イ) 評価対象の期間は、認定月から2年間
- ウ) 技術資料（競争参加資格確認資料）認定の有無が記載されている場合に評価する。ただし、認定の写しを添付する必要はない。
- エ) 評価対象となる「工事成績優秀企業」の認定後に「文書注意以上の措置」又は「中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で65点未満の工事成績通知」を受けた企業の工事成績優秀企業認定は評価対象としない。

※申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合、「平成24、25年度認定」を「平成25、26年度認定」に読み替える

(4) 「安全工事表彰」の留意事項（対象は平成24、25年度表彰※）

- 入札参加者が中部地方整備局長又は事務所長（管理所長、室長）より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価する。
- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- 技術資料（競争参加資格確認資料）表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。
- 評価対象となる「安全工事表彰」の受賞後に、事故等により文書注意以上の措置を受けた企業の措置以前に受賞した安全工事表彰は評価対象としない。

※申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合、「平成24、25年度表彰」を「平成25、26年度表彰」に読み替える

- (5) 「地域貢献等表彰」ならびに「社会貢献等表彰」の留意事項（対象は平成24、25年度表彰※）
- 入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「地域貢献等表彰」ならびに「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価する。
 - 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。
 - 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
 - 技術資料（競争参加資格確認資料）表彰有無の記載があり、かつ、表彰状の写しの添付がある場合に評価する。
 - ※申請書（同時提出型は技術資料）等の提出期限日（評価基準日）が平成26年8月1日以降の場合、「地域貢献等表彰（平成24年度）ならびに社会貢献等表彰（平成25年度）」を「社会貢献等表彰（平成25、26年度）」に読み替える

(6) 担当技術者の資格

- 評価の対象は、自社の職員で1級舗装施工管理技術者の資格を有した技術者を配置できる場合に評価するものとする。
- 舗装施工時に、主任（監理）技術者・現場代理人とは別に担当技術者として配置される場合、又は主任（監理）技術者・現場代理人と兼務する場合に評価する。
- 1級舗装施工管理技術者の資格が確認できる書類が添付されない場合は評価しない。
- 配置予定の主任（監理）技術者が複数名申請された場合、その技術者のうち1名が1級舗装施工管理技術者として申請された場合は、主任（監理）技術者・現場代理人と兼務として取り扱う。
- 工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」以外の場合においても、「担当技術者の資格」を評価することが相応しい工事は、1級舗装施工管理技術者の資格に変えて、他の資格も担当技術者の資格として評価することとする。
- ＜参考＞
登録基幹技能士、PC技士、地すべり防止工事士、コンクリート診断士、コンクリート（主任）技士等

(7) 建設ICTの活用

- 「建設ICTの活用」として出来形管理用TS（トータルステーション）を活用する場合に評価する。
- 評価対象は以下の場合に限る
 - ・土工（盛土、切土 500m³以上10,000m³未満）
 - ・法面工（機械整形 250m²以上）
 - ・舗装工（As舗装・排水性舗装（路盤より上層の部分）1,000m²以上）
 - ・路盤工（1,000m²以上）
- 出来形管理用TS（トータルステーション）とは、「現場での出来形の計測や確認を行うために必要なTS、TSに接続された情報機器（データコレクタ、携帯可能なコンピュータ）、及び情報機器に搭載する出来形管理用TSソフトウェアの一式」

＜施工能力評価型のみ適用＞

- 「建設ICTの活用」としてMC、MGを活用する場合に評価する
- 対象工事及び対象技術は以下の場合に限る
 - 評価対象：土工（盛土、切土 500m³以上）
 - 対象技術：①MGバックホウ（①-3D、若しくは①-2D）
②MCモーターグレーダー
③MC/MGブルドーザ（③-3D、若しくは③-2D）
④TS/GNSSによる締め固め管理技術
 - 評価対象：舗装工（As舗装・排水性舗装（路盤より上層の部分）1,000m²以上）
路盤工（1,000m²以上）
 - 対象技術：⑤MCモーターグレーダーとTS/GNSSによる締め固め管理技術
⑥MCブルドーザ（⑥-3D、若しくは⑥-2D）とTS/GNSSによる締め固め管理技術
⑦MCアスファルトフィニッシャー（⑦-3D、若しくは⑦-2D）とTS/GNSSによる締め固め管理技術

3. 「地域精通度・貢献度」の留意事項

(1) 「平成 11 年度以降の近隣地域内の工事实績」の留意事項

○工種ランク別の一定規模は、以下の「工種ランク別一定規模」参照。

別表【工種ランク別の一定規模】

工種	ランク	一定規模	備考	工種	ランク	一定規模	備考
一般土木	A	6. 0 億円		造 園	A	0. 25 億円	
	B	3. 0 億円			B	0. 2 億円	
建 築	C	0. 6 億円		木造建築	—	※別途	
	D	0. 3 億円	建築0.25億円	C o 舗装	—	1. 2 億円	As に 同 じ
A s 舗装	A	1. 2 億円		P C	—	2. 2 億円	
	B	0. 5 億円		法面処理	—	0. 6 億円	
	C	0. 2 億円		塗装	—	0. 2 億円	
鋼橋上部	A	0. 5 億円		維持修繕	—	0. 3 億円	
	B	0. 4 億円		しゅんせつ	—	1. 0 億円	
電気設備	A	2. 0 億円		グラウト	—	0. 2 億円	
	B	0. 5 億円		杭打	—	1. 9 億円	
	C	0. 2 億円	建築に係る電気設備0.25億円	さく井	—	0. 2 億円	
暖冷房 衛生設備	A	2. 0 億円		プレハブ建築	—	0. 25 億円	
	B	0. 5 億円		機械設備	—	0. 4 億円	
	C	0. 25 億円		通信設備	—	0. 4 億円	
				受変電設備	—	0. 4 億円	

(2) 「地域内の拠点の有無」の留意事項

○建設業法に基づき設置された本店・支店・営業所の所在地を評価する。

(3) 「災害活動実績」の留意事項

○平成 21 年 4 月 1 日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び、「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績がある場合に評価

○上記の災害支援活動により中部地方整備局長、事務所長又は機関や自治体等の長より感謝状、表彰を受けた場合は＋1 点

上記の災害支援活動による感謝状、表彰に加え 「地域貢献等表彰（平成 23、24 年度表彰）」及び「その他表彰（平成 21 年度から平成 22 年度表彰）」の場合も同様に加算対象とする。

また、「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰」の決定通知も加算対象とする。

○活動実績を証明できる資料として、要請書、協定書、契約書等の写し、若しくは、機関や自治体の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。

○活動実績が下請以降である場合は、資料として、機関等が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写しの添付がある場合に評価する。

○自治体等からの活動実績の場合に、災害活動実績か否か判断出来ない場合は、直接、自治体へ確認すること。

○特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。

(4) 「災害協定締結の有無」の留意事項

- 「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と、「中部地方整備局」又は「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており、災害応急活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価
- 「入札参加者が会員等となっている団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において「国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結している場合に評価（地域要件が中部地整管内の場合は評価しない）
- 入札説明書に記載のある様式により、年度内に発行された団体が発行する証明書の写しを添付する。
- 個別企業との協定締結は、評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。

(5) 「ボランティアによる地域貢献」の留意事項

- 中部地方整備局管内における道路及び河川行政（発注事務所により、どちらかに限定）に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けている場合に評価する。
- 表彰や感謝状を付与した事務所（管理所）管内での活動を評価する。
- 評価基準日（申請書等の提出期限日）から遡って2年以内の表彰や感謝状を評価する。
- 表彰や感謝状の写しの添付があった場合に評価する。
- 表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状の写しの他に、授与団体が発行する「当該業者が参加したことを証明する資料」の添付がある場合に評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。
- 中部地方整備局長から感謝状を受けた場合は発注工事の担当事務所管内の場合に限る
※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、道路・河川の両方を評価対象とすることが出来る。

(6) 「道路除雪作業または直轄河川・道路維持作業の実績」の留意事項

- 「道路除雪作業の実績」の取扱いはい下のとおりとする
 - ア) 平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪期をとおして発注する「24時間体制」の道路除雪（雪氷）作業の実績（下請けも含む）を評価対象とする。
 - イ) 国とは、政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1の他付表3の機関も含める。
 - ウ) 「24時間体制」とは、契約期間の中で平日の昼間以外に、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、緊急作業を迅速に実施する体制を確保することを義務づけた作業をいう。
 - エ) 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。
 - オ) 発注が「道路除雪（雪氷）作業のみ」の実績を評価対象とする。維持作業等と併せて発注されている実績の場合は、評価対象とせず、「直轄河川・道路維持作業の実績」で評価する。
 - カ) 実績を証明できる資料（契約書等の写し等）の添付がある場合に評価する。
※自治体等の場合は、上記ウ) を満たす契約書もしくは協定書の添付がある場合に評価する。
 - キ) 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。
- 「直轄河川・道路維持作業の実績」の取扱いはい下のとおりとする
 - ア) 平成21年4月1日以降に、中部地方整備局管内の事務所（管理所）が発注する「24時間体制」の直轄河川・道路の応急維持作業等の実績（工期は6ヶ月以上の工事であること。）（下請けも含む）を評価対象とする。
 - イ) 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。
 - ウ) 実績を証明できる資料（契約書等の写し等）の添付がある場合に評価する。
 - エ) 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。

4. その他

○公平性の確保のために下記5項目のすべてを評価対象としない場合、『企業的能力』を15点・『地域精通度・貢献度等』を最大5点としたうえで、「地域内の拠点の有無」を4点満点とする。

- ＜5項目＞
- ・「災害活動実績」
 - ・「災害協定締結の有無」
 - ・「ボランティアによる地域貢献」
 - ・「道路除雪作業の実績」
 - ・「直轄河川・道路維持作業の実績」

「政府調達に関する協定」附属書Ⅰ 付表1・付表2・付表3

(平成19年度版)

付表1	付表2	付表3 A群	付表3 B群
衆議院 参議院 最高裁判所 会計検査院 内閣 人事院 内閣府 宮内庁 国家公安委員会(警察庁) 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市	独立行政法人水資源機構 地域振興整備公団 独立行政法人緑資源機構 石油公団(注c) 日本鉄道建設公団(注a、注d) 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本高速道路保有・債務返済機構 都市基盤整備公団(注a) 独立行政法人科学技術振興機構 日本原子力研究開発機構(注b) 日本環境安全事業株式会社 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人福祉医療機構 年金積立金管理運用独立行政法人 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注c) 独立行政法人中小企業総合事業団 日本郵政公社 独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人雇用・能力開発機構 沖縄振興開発金融公庫 国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 住宅金融公庫 公営企業金融公庫 日本政策投資銀行 国際協力銀行 東京地下鉄株式会社(注a) 日本たばこ産業株式会社(注g) 北海道旅客鉄道株式会社(注a、注g) 東日本旅客鉄道株式会社(注a、注g) 東海旅客鉄道株式会社(注a、注g) 西日本旅客鉄道株式会社(注a、注g) 四国旅客鉄道株式会社(注a、注g) 九州旅客鉄道株式会社(注a、注g) 日本貨物鉄道株式会社(注a、注g) 日本電信電話株式会社(注f、注g) 東日本電信電話株式会社(注f、注g) 西日本電信電話株式会社(注f、注g) 独立行政法人北方領土問題対策協会 独立行政法人国民生活センター 独立行政法人理化学研究所(注b) 独立行政法人奄美群島振興開発基金 独立行政法人国際交流基金 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人日本芸術文化振興会 独立行政法人日本学術振興会 放送大学学園 独立行政法人日本スポーツ振興センター 社会保険診療報酬支払基金 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 日本中央競馬会 農林漁業団体職員共済組合 地方競馬全国協会 独立行政法人農業者年金基金 日本自転車振興会 独立行政法人日本貿易振興機構 日本小型自動車振興会 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人国際観光振興機構 独立行政法人労働政策研究・研修機構 消防団員等公務災害補償等共済基金 運輸施設整備事業団(注e) 日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人国立公文書館 独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人消防研究センター 独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人大学入試センター 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人航空宇宙技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立博物館 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人教員研修センター 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人家畜改良センター 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人水産大学校 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権情報・研修館 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大学校 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人統計センター 独立行政法人造幣局 独立行政法人国立印刷局 独立行政法人原子力安全基盤機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立高等専門学校機構 独立行政法人大学評価・学位授与機構 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人メディア教育開発センター

注) 付表2は地方自治法の適用を受けるすべての都道府県及び指定都市とする。

注a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。
放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注g 建設サービス以外の付表4に掲げるサービスの調達は、含まない。